

(様式4)

環境保全措置計画書 (収集運搬)

環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 密閉式の車輛にて運搬し、悪臭発生防止に留意する。
- ダンプにての運搬については、積載は含水率 85%以下の脱水汚泥に限る。
- 運搬容器は、ゴム等で固定を行い、荷台全体をシートで覆い搬出運搬する。
- 運搬車輛は、住宅地内等では安全運転に留意し飛散流失なきよう心がける。
- 運搬車輛、深ボイダンプ等に、がれき類やコンクリートくず等の比重の大きい産業廃棄物の積載は禁止する。
- 早朝や夜間に運搬車輛を使用する場合には、長時間のアイドリングやエンジンの空ふかし等周囲の住宅等へ迷惑をかけないよう配慮する。
- 運搬車輛の洗車は、洗車設備のある場所にて行い、汚水は、適正に排水処理して排出。
- 石綿含有廃棄物の収集運搬を行う場合は、廃棄物が、その他の物と、混合しないように、区分して、収集運搬し、運搬する。
- 石綿含有廃棄物が飛散流失しないように、整然と積み込みを行い又、荷降ろしを行う。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

- 保管基準を超えないよう管理をする。
- 飛散流出の無いよう保管には、十分注意を払う。
- 保管基準を超えないように注意をする。
- 万一、害虫等が、発生した場合は直ちに消毒、消臭等必要な措置を講じる。

(3) その他

- 事故等が発生した場合は、速やかに連絡を取り、処置を行う。

5. 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

- 密閉式の車輛にて運搬し、悪臭発生の防止に留意する。
- ダンプにての運搬については、積載は含水率85%以下の脱水汚泥に限る。
- 運搬容器は、ゴム等で固定を行い、荷台全体をシートで覆い搬出運搬する。
- 運搬車輛は、住宅地内等では安全運転に留意し飛散流失なきよう心がける。
- 運搬車輛、深ボイダンプ等に、がれき類やコンクリートくず等の比重の大きい産業廃棄物の積載は禁止する
- 早朝や夜間に運搬車輛を使用する場合には、長時間のアイドリングやエンジンの空ふかし等周囲の住宅等へ迷惑をかけないよう配慮する。
- 運搬車輛の洗車は、洗車設備のある場所にて行い、汚水は、適正に排水処理して、排出する
- 石綿含有廃棄物の収集運搬を行う場合は、廃棄物が、その他の物と、混合しないように、区分して、収集し、運搬する。
- 石綿含有廃棄物が飛散流失しないように、整然と積み込みを行い又、荷降ろしを行う。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

- 保管基準を超えないように注意をする。
- 保管場所は、耐水性のコンクリート製にて、清掃管理を定期的に行う。
- 万一、害虫等が、発生した場合は直ちに消毒、消臭等必要な措置を講ずる。
- 飛散流失の無いよう保管には、十分注意を払う。

(3) その他

- 飛散流失等の事故が起きた場合は速やかに連絡を取り、撤去を行う。

事業計画の概要

1. 処分業の全体計画

委託契約を締結した事業所より搬出される産業廃棄物、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、陶磁器ガラスくず等、動物のふん尿、ばいじんを当社三重工場に所定の運搬車輛にて運搬搬入し、該当施設にて、乾燥、脱水、中和、混合、固形化、発酵等の工程を経て、無機汚泥、廃プラスチック類、紙くず、ガラス陶磁器くず等、→助燃材 有機汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿、木くず、→肥料化 廃油→再生油、廃酸、廃アルカリ→中和、無機汚泥、燃え殻、ばいじん、中間処理後→保温材として再生利用される。

(日本工業規格 A列4番)

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

- 機械の定期点検を行い、年次測定を行う。
- 工場内の整理整頓に心がけ、騒音、振動には、十分注意を払い 安全管理運転を行う。
- 害虫の発生を防止するため、必要に応じて、駆除剤を散布する。
- 定期的に場内の清掃を行う。
- 点検記録簿の記載を行う。

(2) 保管施設において講ずる措置

- 保管基準を超えないように注意をする。
- 保管施設の整理清掃を定期的に行う。
- 産業廃棄物の飛散流失の防止をする。
- 万一、悪臭が発生した場合は、直ちに、消臭、消毒等必要な措置を講じる。

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし